

達第4号

此花区役所課長等専決規程（平成24年達第25号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月27日

大阪市長 横山英幸

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）のうち、その標記部分が同一のものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定のように改め、その標記部分が異なるものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<u>（政策共創課長専決事項）</u>	（総合企画担当課長等専決事項）
<u>第4条 政策共創課長の専決事項は、次のとおりとする。</u>	<u>第4条 総合企画担当課長の専決事項は、次のとおりとする。</u>
<u>（1） 市民相談に係る軽易な事項の処理に関すること</u>	（1） 市民相談に係る軽易な事項の処理に関すること
<u>（2） 軽易又は定例の広報に関すること</u>	（2） 軽易又は定例の広報に関すること
	2 危機管理担当課長の専決事項は、次のとおりとする。
	（1） 水難物件の保管及び引渡しに関すること
	3 教育支援・環境担当課長の専決事項は、次のとおりとする。
	（1） 軽易又は定例の社会教育事務に関すること
<u>（地域サポート課長等専決事項）</u>	
<u>第5条 地域サポート課長の専決事項は、次のとおりとする。</u>	[新設]
<u>（1） 軽易又は定例の社会教育事務に関すること（第7条第2項第6号に掲げるもの</u>	

を除く。)

2 安全サポート担当課長の専決事項は、次のとおりとする。

(1) 水難物件の保管及び引渡しに関するこ
と

(窓口サービス課長専決事項)

第6条 [略]

(保健福祉課長等専決事項)

第7条 保健福祉課長の専決事項は、次のと
おりとする。

[削る]

(1) [略]

[削る]

(2)～(7) [略]

(8) 次に掲げる事務に関すること

[削る]

ア～エ [略]

[削る]

(9)・(10) [略]

(11) 老人医療費その他医療費（ひとり親家
庭医療費及びこども医療費を除く。）の助
成に関すること

(12) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律
第105号）第5条第1項並びに第7条第1

(窓口サービス課長専決事項)

第5条 [同左]

(保健福祉課長等専決事項)

第6条 [同左]

(1) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238
号）の規定による児童扶養手当の支給に
関すること

(2) [同左]

(3) 児童手当及び子ども手当の支給に関す
ること。ただし、職員に係るものを除く。

(4)～(9) [同左]

(10) [同左]

ア 大阪市児童福祉法施行細則（昭和31
年大阪市規則第64号）第2条第2項の
事務

イ～オ [同左]

カ 大阪市子ども・子育て支援法施行細
則（平成27年大阪市規則第15号）第3
条の事務

(11)・(12) [同左]

(13) 老人医療費、ひとり親家庭医療費その
他医療費の助成に関すること

(14) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律
第105号）第5条第1項並びに第7条第1

項及び第2項に規定する事業に関する
こと

(13)・(14) [略]

2 子育て教育担当課長の専決事項は、次の
とおりとする。

(1) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238
号）の規定による児童扶養手当の支給に
関すること

(2) 児童手当及び子ども手当の支給に関す
ること。ただし、職員に係るものを除く。

(3) 大阪市児童福祉法施行細則（昭和31年
大阪市規則第64号）第2条第2項の事務
に関すること

(4) 大阪市子ども・子育て支援法施行細則
（平成27年大阪市規則第15号）第3条の
事務に関すること

(5) ひとり親家庭医療費及びこども医療費
の助成に関すること

(6) 軽易又は定例の社会教育事務に関する
こと（区長が定めるものに限る。）

3・4 [略]

第8条～第10条 [略]

（緊急時における専決）

第11条 課長等は、非常災害その他の場合に
おいて緊急の必要があるときは、第2条か
ら第9条までの規定にかかわらず、機宜の
処置を採ることができる。ただし、実施後
遅滞なく上司に報告しなければならない。

（課長代理等専決事項）

第12条 [略]

2 前2条の規定は、課長代理等に準用する。

項及び第2項各号に規定する事業に関す
ること

(15)・(16) [同左]

[新設]

2・3 [同左]

第7条～第9条 [同左]

（緊急時における専決）

第10条 課長等は、非常災害その他の場合に
おいて緊急の必要があるときは、第2条か
ら第8条までの規定にかかわらず、機宜の
処置を採ることができる。ただし、実施後
遅滞なく上司に報告しなければならない。

（課長代理等専決事項）

第11条 [同左]

2 前2条の規定は、課長代理等に準用する。

この場合において、前条中「第 2 条から第 9 条まで」とあるのは「<u>第12条第 1 項</u>」と読み替えるものとする。 (施行の細目) <u>第13条</u> 〔略〕	この場合において、前条中「第 2 条から第 8 条まで」とあるのは「<u>第11条第 1 項</u>」と読み替えるものとする。 (施行の細目) <u>第12条</u> 〔同左〕
備考 表中の〔 〕の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この改正規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(此花区役所総務課)